

「春日井市生活環境の保全に関する条例」  
事業者の役割編

# 春日井市生活環境の 保全に関する条例



春日井市

良好な生活環境を保全するため、  
平成19年12月19日に「春日井市生活環境の保全に関する条例」  
が制定され、平成20年7月1日から施行されます。

## 事業者求められること

公害の発生を防止することはもちろんのこと、公害を未然に防止するための取り組み、省資源・省エネルギー、グリーン購入や温室効果ガス排出抑制等の地球環境問題への対策など、事業活動のすべての段階で環境にやさしい措置をとることが求められています。



騒音・振動  
の防止

-5-

資材等の  
適正管理

-6-

水質汚濁  
の防止

-3-

悪臭  
の防止

-6-

土壌汚染  
地下水汚染  
の防止

-7-

-1-

## 条例の対象 (第2条, 24条)

### 適用範囲

環境法令や県条例(県民の生活環境の保全等に関する条例)と併せて適用していくものです。

すべての工場その他の事業場が対象となります。

※「作業に伴う騒音・振動の防止」については、工場・事業場以外の一時的な作業現場が対象となります。



新設事業場  
への  
事前協議等

-9-

アイドリング  
ストップ

-10-

地球環境  
問題などへの  
取り組み

-12-

屋外燃焼  
行為の禁止

-10-

事故時の  
措置

-11-

# 1 水質汚濁の防止 (第25条～31条)

## 排水の規制

「排水に関する規制基準」を超えた有害物質を含む排出水を排出させてはいけません。



### ●対象

水質汚濁防止法に定める特定事業場を除くすべての工場・事業場

※特定事業場については、水質汚濁防止法の適用となります。

### ●基準

有害物質(人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるカドミウムを始めとする物質)について、許容限度を規則で定めています。

●遵守しない場合は、勧告・命令の対象になります。

## 排水の指導

「排水に関する指導基準」を守ります。

### ●対象

飲食店、自動車整備工場などの小規模事業場を含むすべての工場・事業場

### ●基準

生活環境項目(生物化学的酸素要求量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量などの生活環境の保全に係る水の汚染状態を示す項目)について、許容限度を規則で定めています。

●指導基準を守るための措置が必要になります。



## 着色水の流出等の防止

塗料、インク、染料などで着色された水を、みだりに流出させたり、地下に浸透させてはいけません。

## 土砂等の流出の防止

建設工事などによる土地の掘削等の作業において、土砂により汚濁された水を流出させてはいけません。

## 油の流出等の防止

油の適正な使用・処理に努めるとともに、油をみだりに流出させたり、地下に浸透させてはいけません。

油を取り扱う新設工場・事業場のうち次のものについては、油水分離施設を設置しなければなりません。

### ●対象

自動車分解整備事業の用に供する洗車施設、自動式車両洗浄施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設などの施設を設置する工場・事業場を新設する場合

### ●対策 油水分離施設の設置

- 設置した油水分離施設を適正に維持管理しなければいけません。
- 適切な油水分離施設等の設置、適正な維持管理が行なわれないと勧告の対象になります。

その他、油を取り扱うすべての工事・事業場（飲食店を含む）については、油水分離施設を設置するなど適切な措置を講じ、油の流出・浸透の防止に努めます。

### ●対策 油水分離施設、グリストラップ、オイルパンの設置など

「油水分離施設」とは、

床面（屋外の場合は「地盤面」）をコンクリート等で覆い、周囲に囲いを設け勾配や排水溝により集める構造となっており、油水の貯留装置（油水分離装置、貯留槽、ためますなど）を設置することにより、油の地下浸透や公共用水域への流出を防止するための施設をいいます。

## 2 騒音・振動の防止 (第32条, 33条)

### 工場等の騒音・振動の防止

事業活動に伴って発生する騒音・振動により  
周辺の生活環境を損なってははいけません。



#### ●対象

すべての工場・事業場

#### ●基準

騒音・振動についての指導のための基準について、許容限度を規則で定めています。

※県条例では、法が適用されない工業専用地域について規制をしていますが、この条例では、住宅と工場が接近している市域の状況を考慮し工業専用地域について、県条例の値より厳しい値で指導のための基準を設けています。

- 指導基準に基づいて行われる指導について、解決に向けた措置の実施が必要です。

### 作業に伴う騒音・振動の防止

建設現場の作業に伴って発生する騒音・振動により  
周辺の生活環境を損なってははいけません。

#### ●対象

建設現場での大工作業、井戸掘り作業、重量物の積み降ろし作業

※「特定建設作業」については、法・県条例の適用となります。

#### ●基準

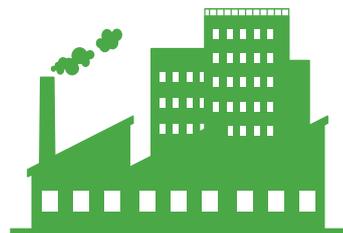
騒音・振動についての許容限度を規則で定めています。

- 許容限度を超えた騒音・振動が発生しないための措置を講ずる必要があります。
- 許容限度を超えた騒音・振動の発生が解消されない場合は、作業時間を一部短縮する勧告の対象となる場合があります。

### 3 悪臭の防止 (第34条)

## 悪臭の防止

事業活動に伴って発生する悪臭により  
周辺の生活環境を損なってはいけません。



#### ●対象

すべての工場・事業場

※工場・事業場からの悪臭について、悪臭防止法に基づく規制措置(特定悪臭物質の濃度による規制)によって規制できない場合が対象となります。

#### ●基準

悪臭の防止についての指導のための基準を「春日井市悪臭対策指導指針」で定めています。

●指針に基づいて行われる指導について、誠意をもって解決に向けた措置が必要です。

### 4 資材等の適正管理 (第35条)

## 粉じん等の防止

資材置き場の管理について、粉じんの飛散等により  
近隣の生活環境を損なわないための措置を行わなければいけません。



#### ●対象

資材置き場、廃材置き場など

#### ●資材等の適正管理

資材等の崩壊、悪臭、砂じんの飛散、敷地外への土砂等の流出などの防止対策を講じます。

## 5 土壌汚染・地下水汚染の防止 (第36条～39条)

### 汚染拡散の防止

水質汚濁防止法で定める事業場で、有害物質を製造・使用・処理する事業者が、建物を除却したり、土地の一部を売却しようとするときは、土壌汚染等状況調査を行わなければいけません。

土壌・地下水の汚染を早期に発見するために、土壌汚染対策法の土壌汚染等状況調査を前倒しで実施するものです。

土壌汚染の状況を把握するため、汚染の可能性のある土地について、土壌汚染対策法では「有害物質使用特定施設の廃止時」に土地所有者が調査を行う必要があります。

しかし、土壌汚染の拡散を防止するため、「次の時点」で早期に事業者が調査するものです。

#### ●対象

##### ・建物・工作物の除却時

建物面積（築造面積）が100㎡以上の建物（工作物）を除却するとき

##### ・土地の一部売却時

敷地の一部を売却しようとするとき

#### 「有害物質使用特定施設」とは、

有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法の特定施設をいいます。



### ● 土壌汚染状況調査の手順

調査対象地・調査対象物質の確認



土壌汚染のおそれの分類



試料採取等を行う区画の設定



試料採取及び測定

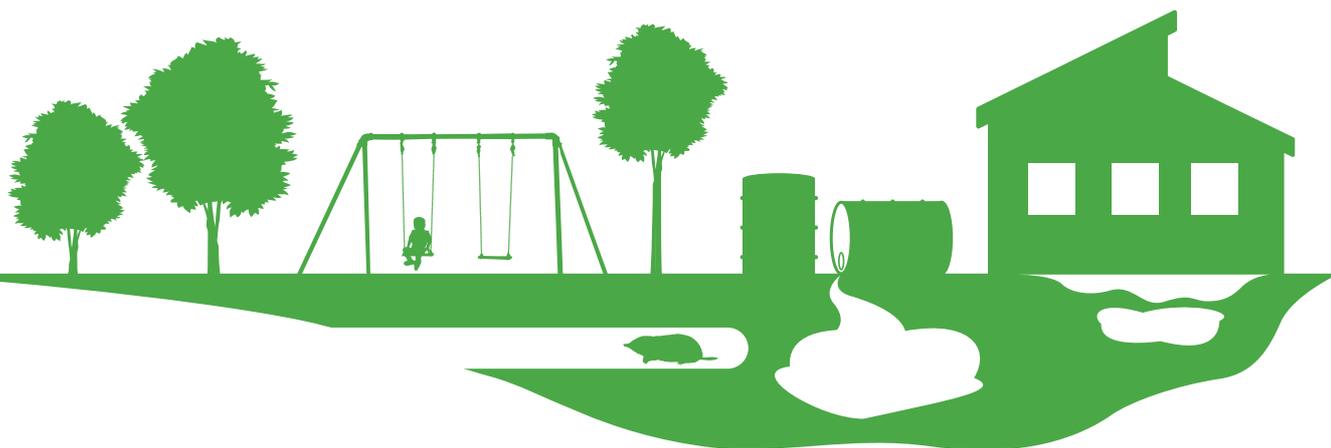


土壌汚染状況調査の評価・報告

● 適切な調査の実施・報告がなされない場合には、勧告の対象になります。

### ● 土壌汚染等の公表

土壌汚染の報告があった場合に、人の健康・生活環境の被害を防止する観点から、市民に情報を公開するものです。



## 6 新設(変更)事業場への事前協議・協定 (第40条, 41条)

### 環境保全に関する協議

公害の発生のおそれがある工場・事業場を新設(増設、事業内容の変更)する場合には、「環境保全計画書」の提出が必要です。

※この計画書の提出により、事業者の行う環境対策について、市と事前に協議することになります。

#### ●対象

工場・事業場を新設等(増設、事業内容の変更)しようとする次の場合

- ①床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上の工場等(物流倉庫を含む)
- ②駐車場(駐車スペース200㎡以上)
- ③ガソリンスタンド
- ④カラオケ設備のある店舗等
- ⑤飲食店(51人槽以上の浄化槽を有するもの)
- ⑥ボウリング場、水泳場、スポーツの練習場等の運動施設
- ⑦ぱちんこ店
- ⑧百貨店、スーパーマーケット(店舗面積1000㎡を超える又は深夜営業(22時～6時)を行う小売店を含む)
- ⑨病院、診療所
- ⑩特別養護老人ホーム、その他これに類するもの
- ⑪洗車施設(自動車整備工場等に設置されるもの)、自動式車両洗浄施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等の施設を設置する工場・事業場
- ⑫自動車解体業に使われる施設のある工場・事業場
- ⑬太陽光発電設備を設置する事業場(再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、かつ、発電出力の合計が20キロワット以上のもの。ただし、建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。)
- ⑭上記のほか、公害の発生のおそれがある工場・事業場(油・砂・有害物質等を保管する倉庫・資材置場、動物を飼育するための施設など)

#### ●「環境保全計画書」の提出期限

施設を設置する工事に着工する60日前(増設・変更は30日前)までに提出

※水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置(変更)を伴うものについては、60日前までの届け出となります。

### 環境保全に関する協定

環境を保全する上で必要があるときは、市との間で協定を締結します。



## 7 屋外燃焼行為の禁止 (第11条)

### 屋外燃焼行為の禁止

ドラム缶や穴を掘っての焼却など適合炉以外の燃焼は禁止されています。

農業者が行なう稲わら焼きなどについては、法令で禁止はされていませんが、周辺的生活環境への配慮が必要です。



#### 焼却を減らすための取り組み

- **ごみは分別して、リサイクルに努めます。**

- ・ 資源となるものについては分別し、資源回収しましょう。
- ・ 社内で各従業員への教育を徹底し、リサイクルに努めます。

- **ごみは業者委託します。**

簡易な焼却炉や野外での焼却をすると、ダイオキシン類の発生や臭い、黒煙、灰の飛散などにより付近の住宅などに迷惑をかけることがあります。各事業所で焼却することをやめ、業者委託でごみを処理しましょう。

## 8 アイドリング・ストップ (第20条, 21条)

### アイドリング・ストップの周知

駐車場設置者は、駐車場利用者に対し、アイドリング・ストップを周知するよう努めます。



アイドリング・ストップ等を周知することにより、アイドリングや空ぶかしなどにより周辺的生活環境を損なわないようにしましょう。

- **対象** 通路を除く駐車面積が200㎡(約16台)以上の駐車場

- **対策例**

- ・ アイドリングストップを行なうよう看板を設置します。
- ・ 店内放送でアイドリング・ストップを案内します。
- ・ 駐車場利用者との契約を結ぶときに、契約内容に盛り込みます。
- ・ ちらし、手紙等で呼びかけます。

## 9 事故時の措置 (第42, 43条)

### 事故時の措置

施設の故障や事故で、有害物質など公害の原因となる物質を発生、排出、飛散、浸透させた場合は、応急の措置を行い、報告することが必要になります。

#### ●対象

工場・事業場で事故が起こり、公害の原因となる物質が発生した場合  
※「公害の原因となる物質」とは、大気汚染・悪臭の原因となる物質、水質汚濁の原因となる物質、有害物質をいいます。

#### ●応急措置の実施

公害の原因となる物質の排出・飛散・浸透による被害等の拡大を防止する応急措置を行います。

#### ●通報・連絡

関係者等へ通報・連絡を速やかに行わないといけません。

※届出を県に(県への届出義務が法令で義務付けられている場合)行うとともに市にも報告する必要があります。

#### ●改善計画書の提出

再発の防止等に関する「改善計画書」の提出が求められる場合があります。

#### ●適切な措置がなされないと、勧告・命令の対象になります。



## 10 地球環境問題などへの取り組み (第12条～23条)

### 環境負荷の低減に向けた取り組み

地球環境問題等についても、自主的な取り組みが必要です。

#### 環境負荷の低減に向けた取り組み

##### ●地球温暖化の防止等

- ・温室効果ガスの削減のための取り組みを実施します。
- ・フロン類の確実な回収・破壊に協力します。
- ・酸性雨の原因となる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制します。

##### ●省資源・省エネルギー

- ・廃棄物や温室効果ガスの排出を抑制する取り組みを実施します。
- ・3R活動(リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化)を実践します。
- ・節電、廃熱の回収、自然エネルギーを活用します。
- ・雨水の地下浸透や雨水貯留水等の有効利用を実践します。

##### ●環境物品の購入の推進

- ・物品を購入するときは、エコマーク商品やグリーン商品などの環境物品を選択します。



##### ●環境管理の推進

- ・各種マネジメント手法(ISO14001、エコアクション21など)を導入・活用し環境負荷の低減・法令遵守・危機管理等に関する環境管理への取り組みを積極的に取り入れます。

##### ●自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

- ・アイドリングの抑制など環境に配慮した自動車利用(エコドライブ)に努めます。
- ・グリーン配送に努めます。
- ・自動車の利用を控えたり、低公害車の導入などに取り組みます。
- ・社員による公共交通機関の利用や徒歩、自転車通勤を奨励します。



## その他の規定

### 支援に関すること (第45条)

市では、施設の整備、改善等に必要な資金の融資あつせん、技術的なアドバイス、環境管理システム導入の支援などを行っています。

### 苦情に関すること (第48条)

苦情があつたときは、誠意をもつた対応が必要になります。

### 勧告、公表等に関すること (第49条～52条)

公害等の防止についての状況などの報告が必要になったり、立入検査等の調査が行なわれます。

公害が発生したときは、必要な措置を講じるよう勧告等が行なわれます。

- 工場等で公害が発生したときは、報告を求めたり、市による調査が行われます。
- 適切な措置が行われなときは、勧告の対象になる場合があります。
- 勧告に従わないときは、公表されることがあります。
- 勧告に従わないときは、命令の対象になる場合があります。
  - ・基準を超える有害物質を含む排水を排出する場合
  - ・事故時において、適切な措置が行なわれない場合

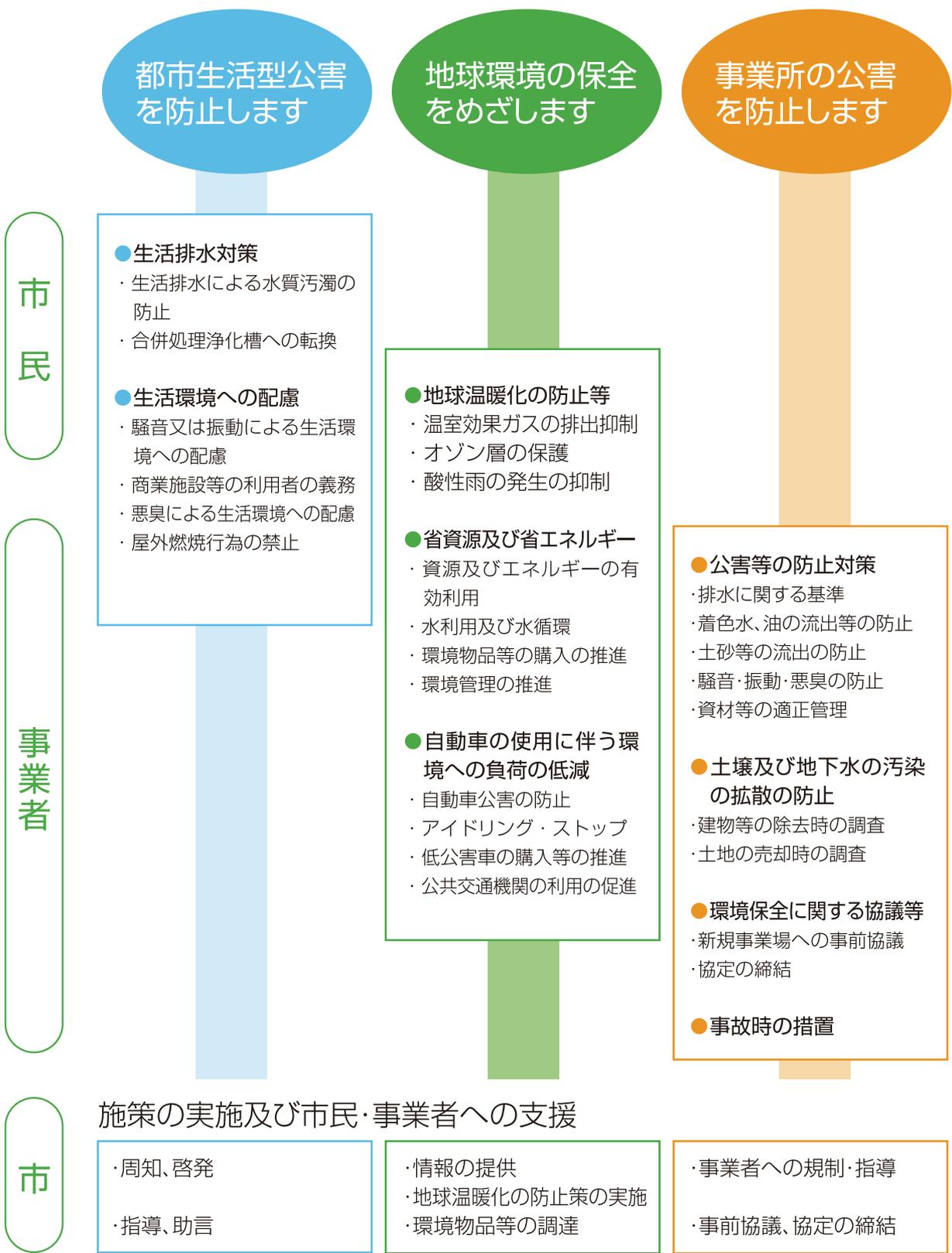
### 罰則に関すること (第54条～第57条)

命令等に違反した場合は、罰金刑の対象になります。

- 命令に違反した場合は、罰金が科されます。
  - ・有害物質を含む排水を排出する場合の命令違反・・・30万円以下の罰金
  - ・事故時における命令違反・・・20万円以下の罰金
- 報告・立入検査を拒否、妨害、忌避すると罰金が科されます。
  - ・報告・立入検査の拒否、妨害、忌避・・・5万円以下の罰金

※法人の代表者や法人が違反行為をした場合は行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、罰金が科せられます。

# 条例の体系



良好な生活環境

## 市民としてできること

### 都市生活型公害を防止しよう

- 調理くずの適正処理や洗剤の適正使用などを心がけ、生活排水で川を汚さないようにしよう。
- 下水道の整備されている、または予定処理区域以外で、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を使用している方は、生活排水を全て処理する合併処理浄化槽へ転換しよう。
- テレビやピアノなどの音響機器や、電気ドリルなどの家庭用工作機器の使用などの騒音で、周辺的生活環境を損なわないようにしよう。
- コンビニエンスストアなどを利用する場合、駐車場などで騒いだりせず、付近の静穏を守りましょう。
- 調理の際の排気や側溝などの堆積物などから発生する悪臭で、周辺的生活環境を損なわないようにしよう。

### 地球環境を保全しよう

- 地球温暖化防止のため、節電など環境にやさしいライフスタイルを実践し、二酸化炭素の排出を減らそう。
- オゾン層の保護のため、冷蔵庫やエアコンなどを廃棄する時は家電小売店へ適正に引き渡そう。
- 酸性雨の発生を抑制するため、エコドライブなどを実践し、原因となる窒素酸化物や硫黄酸化物などの排出を抑制しよう。
- 4R活動（リデュース：廃棄物の発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化、リフューズ：断る）を推進しよう。
- 雨水をトイレや水まきに使用するなど、雨水の有効利用をしよう。
- 物品を購入するときは、エコマーク商品やグリーンマーク商品などの環境物品を選択しよう。
- 自動車の排出ガスや騒音を防止するため、アイドリング・ストップを実践しよう。
- 自動車などの使用に伴う環境への負荷を低減するため、公共交通機関を利用しよう。

## 春日井市 環境部 環境政策課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 TEL 0568-85-6216

ホームページ <https://www.city.kasugai.lg.jp/shimin/gomi/kankyo/seikatsujourei/index.html>

E-mail [kansei@city.kasugai.lg.jp](mailto:kansei@city.kasugai.lg.jp)

※このパンフレットは「春日井市生活環境の保全に関する条例」の事業者の役割りについてまとめたものです。